

2026年4月30日版

株式会社USEN Smart Works

第1条（サービスについて）

「USEN GATE 02 Box サービス」（以下「本サービス」といいます。）は、株式会社 Box Japan のサービスおよび株式会社マクニカ（総称して、以下「特定協定事業者」といいます。）のサービスを利用して、当社が再販売事業者として以下の各号に定めるサービスを提供するものです。

(1) Box サービス

株式会社 Box Japan が提供するサービス。

(2) マクニカサポートデスク

株式会社 Box Japan が指定するディストリビューターである株式会社マクニカが提供する有償サポートデスク。

(3) Hakonnnect for データ移行

株式会社マクニカが提供する有償のデータ移行ツールサービス（以下「データ移行サービス」といいます。）。

第2条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条（約款の読替え）

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、別記に定める特定協定事業者の約款（総称して、以下「特定協定事業者約款」といいます。）を、別紙【読替え表】を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

第4条（適用関係）

本サービスに関して「御見積書」・「御申込書」、「本約款」および「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

第5条（利用契約申込みの方法）

本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）の申込みをする者（以下「利用申込者」といいます。）は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出するものとします。

2 Box サービスの新規申込時の最小契約数は、従業員数によって異なります。従業員数が500名以下の場合は5アカウント、501名以上の場合は20アカウントとなります。

3 Box サービスの追加申込時の最小契約数について、5アカウント以上から申込みが可能です。

4 マクニカサポートデスクは Box サービスと同契約数の申込みが必要です。

5 データ移行サービスの最小契約数は、管理者版ライセンスは1アカウント、ユーザー版ライセンスは10アカウント以上から申込みが可能です。

第6条 （利用契約申込みの承諾）

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾することにより、「御申込書」に記載の申込日に遡って、当社と利用申込者との間で成立するものとします。（当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。）

3 当社は、前二項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たさないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 利用申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属または関係していると判明したとき
- (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。この場合、当社は、承諾しない理由を開示する義務を負わないものとします。

第7条 （申込みの取消し）

利用申込者は、本サービスの申込み後に利用契約の申込みを取消すことはできません。

第8条 （料金の支払い義務）

本サービスの利用料金は、本サービスの契約開始日から契約終了日まで発生するものとし、契約者は当社に対して、当社の指定する期日までに当社が請求した金額（消費税等相当額を含みます。）を支払うものとします。

2 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

3 契約者は、本サービスの契約開始日から契約満了日までの1年分の利用料金を当社の請求に従い一括で支払うものとします。なお、第10条第3項に従い契約期間が更新された場合も同様とします。

第9条 （再販売の禁止）

契約者は、本サービスを、第三者に対して、有償無償を問わず、再販売または再提供してはならないものとします。

第10条 （契約期間および、更新）

本サービスの契約開始日は、毎月1日または15日とします。

2 本サービスの契約期間は契約開始日を起算日として1年間とします。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

3 利用契約の契約期間は、その満了日の2ヶ月前までに、契約者または当社のいずれからも当社所定の方法による解約の意思表示がない場合には、契約期間満了日の翌日から1年間、更新されるものとし、以降も同様とします。

4 利用契約の解約または解除が行われた場合であっても、当社は、既に受領した利用料金

の返金はいりません。

5 データ移行サービスは、当社または特定協定事業者から送付される納品メール等に基づき、契約者が「アクティベーション（利用開始手続き）」を行うことで利用可能となります。利用期間は、アクティベーションを実施した日から365日間とします。契約者が契約開始日より前にアクティベーションを行った場合、利用可能期間はその分前倒しとなり、契約期間満了を待たずに利用終了となります。契約者が契約開始日より後にアクティベーションを行った場合、利用可能期間は契約期間満了後も継続しますが、データ移行サービスのサポートは契約期間内に限定されます。契約期間と実際のアクティベーションに基づく利用可能期間に乖離が生じた場合でも、利用料金の返金や減額、期間の延長等を行わないものとします。

第11条（契約内容の変更）

契約者は、本サービスの契約内容の変更を行うときは、当社所定の方法により、別途当社が提示するUSEN GATE 02 取扱所の連絡窓口へ届け出るものとします。

2 当社は、第1項の請求があったときは、第6条（利用契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

3 Boxサービスの契約プランのアップグレードは、契約期間中でも行うことができるものとし、契約者は、当社所定の方法によりUSEN GATE 02 取扱所に届け出るものとします。アップグレードした日を新たな契約開始日とし、その日から新たに1年間の契約期間が適用されるものとします。

4 Boxサービスの契約プランのダウングレードは、契約満了日の2ヶ月前までに当社所定の方法によりUSEN GATE 02 取扱所に届け出るにより、次年度の更新に適用されます。

5 Boxサービスの契約期間中にアカウント追加やオプション追加、アップグレードを行う場合も、契約開始日を1日または15日で指定できます。料金は年額利用料を月割りで計算します。既存の利用契約の開始日が1日の場合、15日にアカウント追加やオプション追加、アップグレードをすると、当月の利用料は1年分の利用料金を月割りした金額の半額とします。既存の利用契約の開始日が15日の場合、1日にアカウント追加やオプション追加、アップグレードをすると、当月の利用料は1年分の利用料金を月割りした金額の半額となります。なお、計算後に円未満の端数が発生した場合は四捨五入とさせていただきます。

6 契約期間の途中にBoxサービスのアカウントを追加される場合、数量に応じた提供単価の変動はありません。次年度の提供単価は、契約更新時にその時点でのアカウント総数に合わせて、数量に応じたものに変更可能です。当社所定の方法によりお申し出ください。

7 データ移行サービスの追加アカウントは、当該追加分のアカウントごとに1年間の契約が発生します。既存の利用契約の期間満了日との同期（月割精算等による期間調整）は行われません。

第12条（契約者が行う利用契約の解約）

契約者は、自ら利用契約の解約を行う場合、解約日を指定し、その2ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知するものとします。（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）なお、指定の解約日に当社にて解約処理ができない場合、当社にて解約日を指定し利用契約を解約するものとします。

第13条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約者が利用契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、利用契約を解除することができます。

2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知・催告な

くして直ちに利用契約を解除することができます。

- (1) 銀行取引停止処分を受けたとき
 - (2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき
 - (4) 解散の決議をしたとき
 - (5) 違法行為をしたとき
 - (6) 利用契約に違反したとき
 - (7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき
 - (8) 当社ならびに特定協定事業者の業務を阻害する、または信用を毀損する等、当社ならびに特定協定事業者の不利益となる行為をするおそれのあるとき
- 3 前二項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第14条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、利用契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責を負わないものとします。

2 前項の場合に、当該利用契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

第15条（損害賠償額）

契約者が、契約者の責に帰すべき事由により当社および特定協定事業者に損害を与えたときは、契約者は「特定協定事業者約款」の規定に従う他、当社および特定協定事業者に生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。

2 当社または特定協定事業者が、当社または特定協定事業者の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、「特定協定事業者約款」の規定に従うものとします。

第16条（個人情報の取扱い）

当社は、保有する契約者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」（総称して、以下「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。

2 当社は、当社規程に定めるほか、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

第17条（再委託）

当社は、本サービスの履行上必要となる管理業務（請求、回収等の業務を含むが、これに限らない）の全部又は一部を株式会社USEN ICT Solutions（本店所在地：東京都品川区上大崎三丁目1番1号）、又はその他当社が指定する第三者に再委託することができるものとします。

第18条（業務の委託）

当社は、本サービスの提供に関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第19条（反社会的勢力の排除に対する表明保証）

利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（総称して、以下「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証す

るものとしします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとしします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3 契約者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとしします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

4 本条に基づく解除により契約者または第三者に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとしします。

第20条（準拠法）

本約款の準拠法は、日本国の法令としします。

第21条（合意管轄）

契約者と当社の間で本約款および利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

別記

1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

(1) Box サービス

「Box Service Agreement (Box サービス利用規約)」

<https://legal.app.box.com/v/BOSAv11092023JPNKK>

(2) マクニカサポートデスク

「Box エンドユーザ向けサポートデスクサービス約款」

サポートデスク用 Box サービス契約申請書内に掲載

(3) データ移行サービス

「Hakonnnect for データ移行 ソフトウェア使用許諾書」

<https://macnicahq.app.box.com/s/xjjzng0elqgb6izdatu6kp2d12yj1ump>

「Hakonnnect シリーズ使用許諾書」

<https://macnicahq.app.box.com/s/o9064yv2pflm2kgx83gozovp34dbvw2p>

2. 料金

本サービスの料金は、ご契約数に合わせて提供単価が変動します。提供単価は「御見積書」・「御申込書」に定めるところによります。ただし、当社は、特定協定事業者との契約条件の変更または社会情勢の変化等により、本サービスの利用料金を改定することがあります。この場合、当社は、当社所定の方法により、契約者に対して変更後の利用料金と変更日を通知します。

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
Box 再販業者	株式会社USEN Smart Works
本顧客	契約者

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
Box サービス	USEN GATE 02 Box サービス

以上